

〇いちき串木野市有墓地条例

平成17年10月11日条例第88号

改正

平成21年9月30日条例第22号

いちき串木野市有墓地条例

(設置)

第1条 いちき串木野市有墓地(以下「墓地」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
木原墓地	いちき串木野市下名木原
野元墓地	いちき串木野市下名宮之脇

(指定管理者による管理)

第3条 墓地の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う墓地の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に墓地の管理を行わなければならない。

(使用許可)

第6条 墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者の範囲)

第7条 墓地を使用する者は、いちき串木野市に本籍又は住所を有する世帯主でなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

(許可面積)

第8条 墓地の使用は、1戸又は1世帯につき1か所、墳墓1基とし、使用面積は6平方メートル以内とする。ただし、墓地の区画割状況により3平方メートルの範囲内において増加することがある。

2 共同納骨堂設置の申出による墓地の使用は、市長が支障がないと認めた場合に限り、前項の使用面積に準じた面積の範囲内において指定することができる。

(埋蔵の原則)

第9条 墓地は、焼骨でなければ埋蔵することができない。ただし、非常の場合又は市長が特に必要と認めた場合は、埋葬を許可することができる。

(使用料)

第10条 木原墓地の使用料は、1平方メートル当たり特級3,500円、A級2,900円、B級1,700円、C級1,200円とする。

2 野元墓地の使用料は、1平方メートル当たり23,000円とする。

3 前2項に規定する使用料について、市外居住者は5割増しとする。

4 既納の使用料は、第20条第2項の場合又は市長が特に必要と認めた場合を除き、返還しない。

第11条 前条に定める使用料は、使用許可の際これを徴収する。

(使用料の減免)

第12条 市長は、墓地の使用者が使用料を納付する資力がないと認めるときは、これを減免することができる。

2 前項の規定により使用料の減免を行った場合にあっては、墓地の位置及び面積については、市長が指定する。

(目的外使用の禁止)

第13条 墓地は、埋葬の目的以外に使用することはできない。

(施設の制限)

第14条 墓地内には、特に市長の許可を得た場合を除くほか、墓碑、墓標、形像類、土留石及び納骨堂以外の施設物を設けることはできない。

2 土留石、さくがき、納骨堂及び樹木(かん木)は、高さ1.0メートル以下とする。

(地形、施設の変更等の許可)

第15条 墓地の地形又は前条の施設物を変更し、又は改造修理をしようとするときは、次の事項を記載した願書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

(1) 位置

(2) 起工及びしゅん工の期日

(3) 設計図面と仕様書

(4) その他関係事項

(施設の撤去等)

第16条 墳墓その他施設物で危険のおそれがあると認められるときは、市長は、使用者に対しその修理又は撤去を求めることができる。

2 前項により生ずる経費は、使用者の負担とする。

(使用权)

第17条 墓地の使用权は、売買し、譲渡し、又は貸与することはできない。

第18条 墓地の使用权は、慣習に従って祖先の祭しを主宰するものが継承する。

2 前項の規定により、墓地の使用权を継承しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(墓地の返還)

第19条 使用者は、その使用墓地の全部若しくは一部が不用になったとき又は次条第1項の規定により返還を命ぜられたとき若しくは第21条第1項の規定により使用許可を取り消されたときは、その場所を原形に復し、速やかに市長に返還しなければならない。

第20条 市長は、墓地経営又は市の事業施行上やむを得ないときは、6か月以前にこの旨を使用者に通知し、使用墓地の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた使用者に対し、市長は、換地を交付し、又は既納の使用料を返還し、かつ、相当と認められる移転料を補償しなければならない。

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

(1) 許可目的以外に墓地を使用したとき。

(2) 使用許可を受けてから2か年間使用しないとき。

(3) 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用許可を取り消された場合の返還に要する経費は、使用者の負担とする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第23条 市長は、この条例の規定に違反した者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

第24条 市長は、詐欺その他不正の行為により、使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の串木野市有墓地条例(昭和31年串木野市条例第1号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成21年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。